

民事執行法と ハーグ条約実施法^(※)が 改正されました。

(※) 正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」

令和3年5月1日から全面施行されます。

(原則として令和2年4月1日から施行されています。)



確定判決や執行証書などがあるのに、
お金が支払われず困っていませんか？



改正された民事執行法を活用する
ことができます。

○債務者に自己の**財産を開示させる手続**（財産開示手続）を見直しました。 ▶ 2頁へ

○第三者から債務者の**財産情報を取得する手続**を新設しました。 ▶ 3頁へ



手続に必要な弁護士費用がないときには？ ▶ 4頁へ

そのほかにも、

○不動産競売における暴力団員の買受けを防止するための規定を新設しました。 ▶ 4頁へ

○国内の子の引渡し・国際的な子の返還における強制執行の規律を整備しました。 ▶ 5頁へ



そもそもどんな人が使える手続なの？

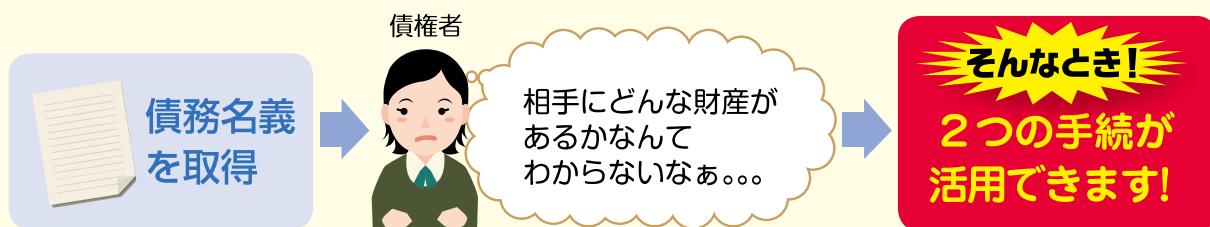


強制執行までの流れ

を、わかりやすくご説明します。 ▶ 6頁へ

債務者の財産開示手続、 第三者からの情報取得手続

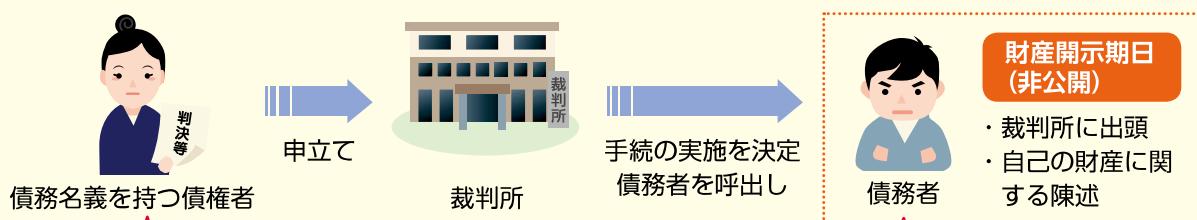
強制執行の申立て



1 債務者の財産開示手続の見直し

- 債務者の財産に対して強制執行を実施するには、裁判所に強制執行の申立てをする必要があります。
そして、強制執行の申立てをする際には、債務者のどの財産を対象とするのかを特定する必要があります（※）。
- （※）例えば、①預貯金を差し押さえるには、債務者の預貯金を取り扱う金融機関名、店舗（支店等）等を、②給与を差し押さえるには、債務者の勤務先の名称、所在地等を、③不動産を競売にかけるには、債務者の所有する不動産の所在、地番等を、それぞれ申立書に記載する必要があります。
- 民事執行法には、債務者を裁判所に呼び出し、どんな財産をもっているかを裁判官の前で明らかにさせる手続があります（財産開示手続）。
今回の改正では、この手続がより使いやすく、強力なものになりました。

債務者の財産開示手続



改正のポイント①

強制執行に必要な債務名義（仮執行宣言付判決や執行証書なども含む）を有していれば、その種類を問わず、誰でも申立てが可能になりました。

改正のポイント②

債務者の不出頭等に対する罰則が強化されました（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

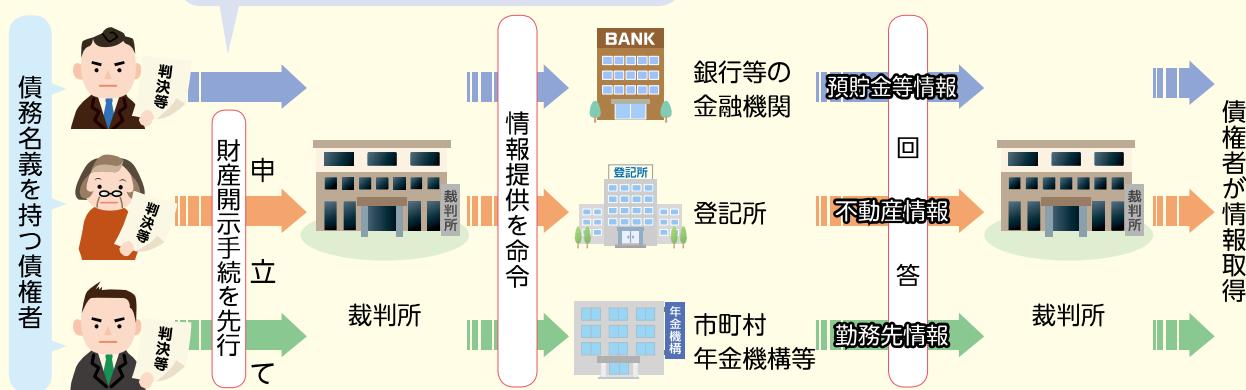
2 第三者からの情報取得手続の新設

- 財産開示手続の見直しに加え、今回の改正により、債務者以外の第三者からも、債務者の財産に関する情報を得られるようになりました。

第三者からの情報取得手続

[預貯金等に関する情報取得手続]

財産開示手続を先行して実施する必要なし



[勤務先に関する情報取得手続]

養育費等や生命・身体の侵害による損害賠償の債権者のみ申立て可能

改正のポイント③

債務者以外の第三者からも債務者の財産の情報（預貯金等、不動産、勤務先）を得られるようになりました

- 債務名義を有する方であれば、裁判所に申立てをして、債務者の財産に関する情報のうち、①預貯金等については銀行等に対し、②不動産については登記所に対し、③勤務先については市町村等に対し、強制執行の申立てに必要な情報の提供を命じてもらうことができます。

ただし、債務者の不動産と勤務先に関する情報取得手続については、それに先立って、債務者の財産開示手続を実施する必要があります（預貯金等に関する情報取得手続については、その必要はありません。）。

また、債務者の勤務先に関する情報取得手続の申立てをすることができるのは、**<養育費等の支払>**や**<生命又は身体の侵害による損害賠償金の支払>**を内容とする債務名義を有している債権者に限られます。

これらの手続に関して、法テラスの民事法律扶助を利用することができます。
（※内容については、4頁のコラムをご覧ください）

その他の改正

3 不動産競売における暴力団員の買受けを防止するための規定の新設

- 暴力団員、元暴力団員^(※)、役員に（元）暴力団員がいる法人等が、不動産競売において買受人となることができないようにしました。
(※) 元暴力団員とは、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。
- これに伴い、不動産競売において買受けの申出をする方には、全員、暴力団員等に該当しないことなどを陳述させることになりました（虚偽の陳述には刑事罰が科せられます。）。

コラム 手続に必要な弁護士費用がないときには？

債務者の財産開示手続・第三者からの情報取得手続等に関して、法テラスの民事法律扶助を利用することができます。

(※資力が一定基準以下であること、強制執行を行うことを前提とするものであること、などのご利用要件を満たす場合に限ります。)

① 法律相談援助

弁護士による無料法律相談

② 代理援助

手続における弁護士費用（着手金・実費等）の立替え

③ 書類作成援助

裁判所提出書類の作成等における弁護士等費用（報酬・実費等）の立替え

- 詳しくは、本パンフレット最終ページ記載の法テラスにお尋ねください。

4 国内の子の引渡し・国際的な子の返還における強制執行の規律の整備

- 国内の子の引渡しの強制執行の場面（日本国内で本来共に暮らすべき親等に子を引き渡す場面）と、国際的な子の返還の強制執行の場面（国境を越えて連れ去られた子を元々いた国に戻す場面）のルールを整備しました。

国内の子の引渡し・国際的な子の返還の強制執行のイメージ



- 子の引渡し・返還の強制執行の方法には、**間接強制**（裁判所が相手方に対して引渡しや返還に応するまで1日当たり〇〇円支払うよう命令するもの）と**直接的な強制執行**（子の返還については代替執行）（裁判所の命令を受けた執行官が子のいる場所に赴いて引渡しや返還を実現する方法）の二つがあります。

① 改正前のハーグ条約実施法では、直接的な強制執行をするためには間接強制を先行させる必要がありました。改正法では、国内の子の引渡し・国際的な子の返還とともに、一定の要件を満たせば、**間接強制の手続を経ずに直接的な強制執行を申し立て**ができるようになりました。

② これまで、国内の子の引渡し・国際的な子の返還とともに、直接的な強制執行を行う場所に、債務者（子の引渡しや返還をしなければならない人）がいる必要がありました。改正法では**債務者の同席を不要**としました（その代わりに、子の引渡しや返還を求めている債権者が執行の場所に出頭することを原則化しました。）。

これらの手続に関して、法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。（※内容については、4頁のコラムをご覧ください）

強制執行までの流れ

5 強制執行とは？

- 例えば、あなたが、お金を貸した相手方に対する民事訴訟を起こして、勝訴判決をもらったとしても、相手方がその判決に従わず、あなたにお金を支払わないことがあります。
- このようなとき、あなたは、その判決を基に、相手方の預貯金や給与を差し押さえたり、不動産を競売にかけたりすることで、相手方の持っている財産からお金を強制的に回収することができます。

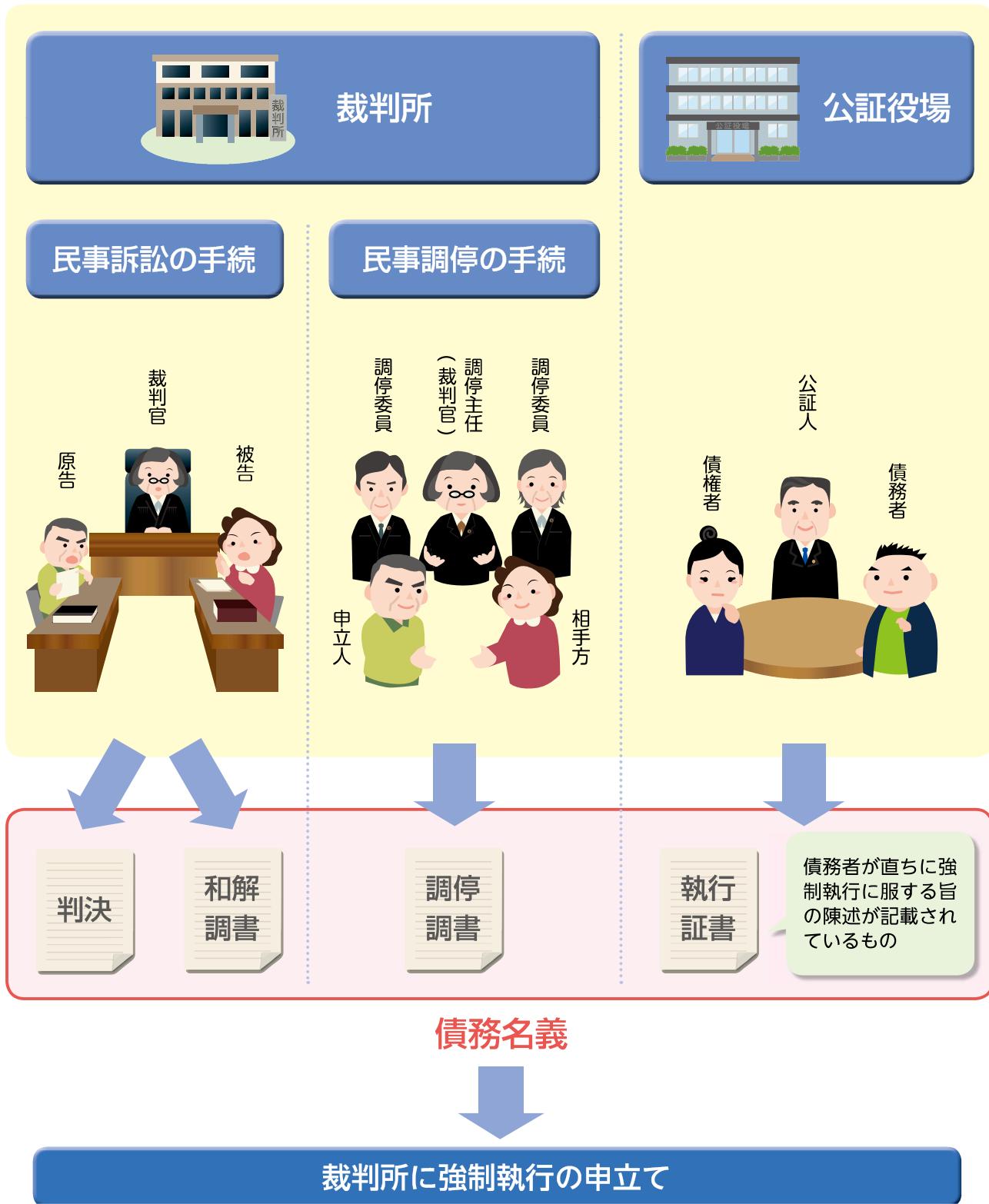
→これを「強制執行」といい、強制執行などについて定めている法律を「民事執行法」といいます。

また、強制執行においては、申立人のことを「債権者」、相手方のことを「債務者」と呼びます。

6 債務名義とは？

- 強制執行をするためには、「債務名義」が必要となります。
- 「債務名義」とは、強制執行によって実現されるべき権利の内容などが記載された文書のうち、これを基に強制執行をすることが法律上認められているものをいいます。

→典型的なものは、①裁判所の判決（確定判決や仮執行宣言付判決）ですが、このほかにも、例えば、②裁判所で和解や調停が成立したときに作成される和解調書・調停調書や、③（金銭の一定の額の支払等を目的とする請求について公証人が作成した）執行証書などもあります。



その他の具体的な内容は、法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html) も併せてご覧ください。
財産調査の制度改正についてわかりやすく説明した動画も掲載しています。



(法務省ホームページ)



こちらにも、お気軽にお問い合わせください！

○裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、
最寄りの裁判所 <http://www.courts.go.jp>

○法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、
日本司法支援センター（法テラス）
<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
おなやみなし
(平日 9:00 ~ 21:00 土曜日 9:00 ~ 17:00 祝日・年末年始を除く)
(※ IP 電話からは 03-6745-5600)

○法律専門家（弁護士）に相談したい場合は、
日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）
<http://www.nichibenren.or.jp/contact.html>

法務省民事局参事官室
TEL 03-3580-4111(代)

法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/>